

中 区 規 約

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本区は中区と称し、事務局を大野城市川久保1丁目7番1号に置く。

(目的)

第2条 本区は以下に掲げる地域的な共同活動を行う事により、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 回覧板の回覧等、区域内住民の相互の連絡に関する事
- (2) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事
- (3) 中公民館及び中老人憩いの家の運営及び維持管理に関する事
- (4) 地域の環境美化及び環境改善に関する事
- (5) ごみ減量、リサイクル、及び清掃に関する事
- (6) 防災、防犯及び交通安全に関する事
- (7) 青少年の健全育成に関する事
- (8) 福祉及び健康に関する事
- (9) 人権啓発に関する事
- (10) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事
- (11) その他本区の目的達成に必要な事

(構成員)

第3条 構成員は本区に居住する世帯主の他、これに準ずる者で構成する。

(周知及び回覧等)

第4条 本区の周知及び回覧方法は、次の各号により行う。

- (1) 回覧板による周知
- (2) 電話による連絡
- (3) 掲示版への掲示
- (4) その他

第二章 役 員 等

(役員)

第5条 本区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名 ・公民館長を兼ねる。
- (2) 副区長 1名 ・公民館副館長を兼ねる。
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名

(6) 事務主任 1名

(組長及び班長)

第6条 本区に次の通り、組長及び班長を置く。

(1) 組長 若干名

(2) 班長 若干名

2 組長は各組においてそれぞれ選出し、区長が委嘱する。

3 組長は組を代表し、組の運営、調整等、組の業務、及び区付属機関育成団体の業務等を分担して執行する。

4 班長は組長の互選により選出し区長が委嘱する。

5 班長は班を代表し、班の運営、調整等、班の業務等を執行する。

(評議員会)

第7条 本区の諮問機関として区長が委嘱する10名の評議員により評議員会を設置する。

2 評議員の任期は1年とする。ただし、再任は4期を限度とする。

(付属機関)

第8条 本区の付属機関として文化部、体育部、環境部、福祉部、防犯防災部を設置する。

(顧問及び参与)

第9条 本区は必要に応じて顧問及び参与を若干名置くことができるものとする。

2 顧問は市をはじめ各種機関との調整役などを主な任務とし、評議員会の同意を得て、区長が委嘱する。ただし、任期は1年とし再任は妨げない

3 参与は区の相談役等の任務を行い、評議員会が推薦し区長が委嘱する。ただし、任期は1年、再任は2期を限度とする

(職員)

第10条 本区の事務処理及び公民館、老人憩いの家の運営管理を行うため次の職員を置くことができる。

(1) 事務員 若干名

(2) 管理人 1名

2 職員は区長が任免する

3 職員の任務は次の通りとし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

(1) 事務員は区長等の命を受け、区及び公民館に関する事務を掌理する

(2) 管理人の業務は、公民館運営に関する規程による他、老人憩いの家等、区長が指示した施設等の管理業務を掌る

(役員を選任)

第11条 役員は、構成区民の中から第7条に定める評議員会において選出し総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第12条 本区の仕事の仕事は次の通りとする。

- (1) 区長は区を代表し、区の仕事総理するとともに、公民館長の仕事を含め公民館の運営管理を総理する
 - (2) 副区長は区長を補佐し、区長に事故あるときはこれを代行すると共に副区長の仕事を含め区の運営管理に関する全般を掌理する
 - (3) 会計は区的一般会計及び特別会計基金事務のすべてを掌理する
 - (4) 事務局長は区及び公民館・老人憩いの家に関する事務の全般を掌理する
 - (5) 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに、主に公民館及び老人憩いの家に関する事務を所管し、各種団体等への指導、助言及び区付属機関・団体等との総合調整業務等を行う
 - (6) 事務主任は、事務員等の連携・協力により各種事業及び各種会等の円滑な運営に必要な資料作成等事務局事務を処理する
- 2 役員の任期は2年とし、2期を限度とする。ただし、同一の役員に対し規定するものとし、役員を異動する場合はこの限りでないが、役員継続期間は10年を超えないものとする
 - 3 役員に欠員が生じた場合は速やかに補充し、直近の通常総会又は臨時総会で承認を受けなければならない
 - 4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする
 - 5 役員は任期満了後、新たに後任者が就任するまではその職務を行わなければならない

第三章 総会

(総会の種別)

第13条 本区の総会は通常総会と臨時総会の二種類とする。

(総会の構成)

第14条 総会は区付属機関の部長、副部長及び新旧隣組長を代議員とし、30世帯を超える隣組については、前々組長までを代議員に加える。

(総会の権能)

第15条 総会はこの規約に定めるものの他、本区の運営に関する重要な事項を決議する。

- (ア) 規約の改廃に関すること
- (イ) 役員等の改選に関すること
- (ウ) 区費の額及び徴収方法に関すること
- (エ) その他区民にとって大切な事項に関すること

(通常総会の開催)

第16条 通常総会は原則として毎年度決算終了後2ヶ月以内で開催するものとする。

2 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき

(2) 構成代議員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は区長が招集する。

2 区長は前条第2項第2号の規定による請求があった時は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、開会日の15日前までに文書をもって通知しなければならない

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に於いて、出席した構成代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は構成代議員の2分の1以上の出席がなければ、開会する事ができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるものの他、出席した構成代議員の半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(構成代議員の表決権)

第21条 構成代議員は総会に於いて、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その構成代議員は出席したものとみなす

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を記載しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成代議員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない

第四章 会計及び会計監査等

(会計)

第24条 本区の会計は一般会計及び特別会計とする。
特別会計は次の2点とする。

(1) 中区基金

基金は次の目的をもって、資金を積み立てする

- ① 災害時などの備え、施設等の維持管理、収入不足の補填として積み立てする
- ② その他想定外の資金が必要となったとき

(2) 退職積立金

(特別会計の基金運用)

2 本区の特別会計の運用は次の通りとする。

- (1) 一般会計等の決算で剰余金が発生した場合、原則として中区基金に繰入れするものとする
- (2) 基金の取り崩しは、評議員会で審議し、総会の決議を必要とする。ただし災害等、緊急性があると判断された場合は、評議員会への諮問及び答申を受け対応する。なお、例年発生する一般会計に一時繰り入れしている資金が当該年度内に戻し入れされる場合は、総会承認案件としない。いずれの場合も中区基金及び退職積立金の収支報告を通常総会に提出、承認を受けなければならない

(会計年度)

第25条 本区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本区に必要な経費は次の収入をもって充てる。

(1) 区費は一般区費と特別区費とする

- ① 一般区費 中区民は一世帯あたり月500円とする。ただし、特別の事情があると認めた場合はこれを減免することができる
- ② 特別区費 中区内の事業所又は出店業者は、一事業所あたり年6,000円とし、規模の大きい株式会社又は出店特定業者に対しては、別途協議の上その額を定める

(2) 市補助金

(3) 寄付金

(4) その他

(事業計画及び予算)

第27条 本区の事業計画及び予算は区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日迄の間は前年度予算を基準として収入支出をすることができる

(事業報告及び決算)

第28条 本区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(監事)

第29条 本区の会計(一般会計及び特別会計)監査を行う監事2名は第7条に定める評議員会で選出し、総会の同意を得て区長が委嘱する。

- 2 監事の任期は2年とする。ただし、再任は2期を限度とする
- 3 監事は総会において監査報告をしなければならない

(情報公開)

第30条 区長は毎年度末に次の書類を作成し、総会において承認された後、構成員に次の書類を組長を通じて配布する。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 新年度事業計画書及び新年度予算書
 - 2 総会に付議した議案書等は、公民館に常時備える他、組長に配布するとともに、組長は構成員に回覧しなければならない
 - 3 その他、区運営に関する各種書類は支障のない範囲で公開する

第五章 会議

(会議)

第31条 本区に次の会議を置く。

- (1) 役員会
- (2) 組長会及び班長会

(会議の開催)

第32条 前条の各々の会議は次により開催する。

- (1) 役員会は第5条に掲げる各号の役員で構成し、本区の執行に関する調整及び企画、立案を行う協議機関として必要に応じ開催する。
- (2) 組長会は、第5条の役員と全組長、班長で構成し、本区の執行機関として年6回前後を原則に開催する
- (3) 前項の1号及び2号に掲げる会議は、構成人員の3分の2以上の者から文書で開催要望があった場合、区長は速やかに開催しなければならない

(所掌事務)

第33条 各々の会議は次の事務を所掌する。

- (1) 役員会
 - (ア) 総会、評議員会並びに組長会等に付議する事項並びに各種事業の企画、立案及び調整等に関すること
 - (イ) 各種行事に関すること
 - (ウ) 公民館及び老人憩いの家に関すること

- (エ) その他必要な事項の調整に関する事
- (2) 組長会
 - (ア) 区の行事等に関する事
 - (イ) 区民からの要望事項の取り扱い等に関する事
 - (ウ) 市等公共機関、団体からの伝達事項に関する事
 - (エ) その他事業執行等に関する事

(会議の成立)

第34条 役員会、組長会は構成人員の過半数の出席がなければ成立しない。
ただし、委任状による権限を委任することができる。

(会議の議決)

第35条 各々の会議の議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。
ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第六章 雑 則

(委任)

第36条 この規約に定めるほか必要な事項（規程、協定、覚書等）は、区長が評議員会に諮り、組長会の同意を得て別に定める。

附 則

- 1、この規約は、昭和46年4月1日から施行する。（規約制定）
- 2、この規約は、昭和52年4月1日から施行する。（一部改正）
- 3、この規約は、昭和56年4月1日から施行する。（一部改正）
- 4、この規約は、昭和58年4月3日から施行する。（一部改正）
- 5、この規約は、昭和62年4月5日から施行する。（一部改正）
- 6、この規約は、平成元年4月2日から施行する。（一部改正）
- 7、この規約は、平成4年4月5日から施行する。（一部改正）
- 8、この規約は、平成8年4月7日から施行する。（一部改正）
- 9、この規約は、平成11年4月4日から施行する。（一部改正）
- 10、この規約は、平成13年4月8日から施行する。（全部改正）
- 11、この規約は、平成15年5月1日から施行する。（一部改正）
- 12、この規約は、平成18年1月1日から施行する。ただし、
第6条、第7条、第8条、第16条、第18条、第19条、第20条の
規定については、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）
- 13、この規約は、平成20年4月14日から施行する。（一部改正）
- 14、この規約は、平成24年4月1日から施行する。（一部改正）